

アメリカ・シオニスト運動と「パレスチナ・アラブ 人問題」：ビルトモア会議を中心として

池田，有日子
九州大学大学院法学研究院助手

<https://doi.org/10.15017/16382>

出版情報：政治研究．48，pp.55-92，2001-03-31．九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



アメリカ・シオニスト運動と「パレスチナ・アラブ人問題」

——ビルトモア会議を中心として——

池 田 有 日 子

はじめに

第一章 アメリカ・シオニストのパレスチナ・アラブ人に対する認識

一 初期のアメリカ・シオニスト運動における対パレスチナ・アラブ人認識

二 「アラブの大蜂起」とアメリカ・シオニストの対パレスチナ・アラブ人認識の変容

第二章 ビルトモア会議開催に至る過程

一 「ユダヤ・コモンウェルス建設」という課題

二 アメリカにおける国際会議の開催

第三章 ビルトモア会議

一 「パレスチナ・アラブ人問題」

二 ユダヤ難民問題と「ユダヤ人国家建設」の正当化

第四章 ビルトモア決議の綱領化

一 イブドの設立とハダサー

二 第四五回ZOA年次大会

おわりに

近代的政治運動としてのシオニスト運動 (Zionist Movement) は、一九世紀末のヨーロッパにおけるナシヨナリズムの高揚と反セム主義の激化を背景に成立した。運動の創始者であるテオドル・ヘルツェル (Theodor Herzl) は、一八九七年にバーゼルにおいて第一回シオニスト会議を開催し、この会議は、「ユダヤ人問題」解決のためにパレスチナに法的な裏付けによって保障された「ユダヤ人のための郷土 (a home for the Jewish People)」を建設することを運動の目標として掲げたのである。同時に、この会議は運動の推進母体として世界シオニスト機構 (World Zionist Organization、以下 WZO) を設立することも決めた。このバーゼル会議の綱領においては、「郷土 (a home)」という曖昧な用語が使用されていたが、それは関係の深い諸国を刺激することを回避するためのものであつて、究極的にはユダヤ人国家 (a Jewish State) の建設が運動の目的であることは暗黙の前提であつた。

しかし、シオニスト運動が建国の地としたパレスチナには、すでに多数のパレスチナ・アラブ人⁽¹⁾が居住しており、運動はパレスチナに対する「権利」をめぐるパレスチナ・アラブ人と対立・抗争することになるのである。一九四八年にシオニスト運動は、ユダヤ人国家イスラエルの建国を宣言し、パレスチナに対するユダヤ人の「権利」を既成事実化することに成功した。しかし、このイスラエルの建国は、パレスチナ・アラブ人との「権利」闘争を政治的に解決したうえでなされたものではなかつた。⁽²⁾事実、イスラエルの建国とそれに伴う第一次中東戦争は大量のパレスチナ難民を生み出し、さらに一九六七年の第三次中東戦争においてイスラエルがヨルダン川西岸とガザ、東エルサレムを占領したことによって、パレスチナ・アラブ人のパレスチナに対する「権利」は侵害され続けることになったのである。

パレスチナという土地に対する「権利」をめぐるシオニスト運動／イスラエルとパレスチナ・アラブ人との闘争を

本質的な内容とする「パレスチナ問題」は、問題の性格上妥協・調整が容易ではないことに加え、エルサレム問題、イスラエル、パレスチナ・アラブ人側双方の内部事情、国際情勢などが絡み合い、その解決は困難を極め、長期化せざるを得なかった。一九九三年に「パレスチナ暫定自治合意」が締結され、イスラエル、パレスチナ・アラブ人はそれぞれの存在を相互に承認し、中東和平プロセスが進展する。しかし、エルサレム問題、パレスチナ・アラブ人の帰還の権利など重要案件については未解決のままであり、真の和平達成への道筋はまだまだ確立しているとはいえないだろう。

この解決の困難・長期化の一因としてアメリカ政府の動向があげられる。アメリカ政府は、イスラエルに対しては軍事も含めた巨額の援助を行い緊密な関係を取り結ぶ一方で、パレスチナ・アラブ人の「自決権」を否定してきた。⁽³⁾アメリカ政府は、長期間にわたって、パレスチナ問題の一方の当事者であるパレスチナ・アラブ人を、「不可視」の存在、もしくは単なる「難民」、または不快な「テロリスト」としてしか扱ってこなかったのである。このようなアメリカ政府の態度が、パレスチナ問題の早期の解決を困難にできたことは指摘できよう。

そうしたアメリカ政府のパレスチナ問題への対応の背景には、アメリカ・ユダヤ人の意向が存在していたことは否定できない。アメリカにおける選挙においては、候補者はまとまった組織票を期待できるアメリカ・ユダヤ人の動向に配慮せざるを得ないのである。そして、こうしたアメリカ・ユダヤ人の対シオニスト運動／イスラエル、パレスチナ問題への態度形成に影響を与えてきたのが、アメリカ・シオニスト運動であった。その意味で、パレスチナ問題の歴史・現状を考慮するに際しても、アメリカ・シオニスト運動の検討、とりわけそのパレスチナ・アラブ人への認識・対応を検討することは、重要な意味を有しているのである。

それでは、アメリカ・シオニスト運動において、パレスチナ・アラブ人は恒常的に「不可視」の存在だったのだろうか。実は、運動にとってパレスチナ・アラブ人は「ユダヤ人国家建設」の正統性との関連において決して無視しう

る存在ではなかったし、実際にパレスチナ・アラブ人との共存を前提とした議論も存在していたのである。しかし、アメリカ・シオニスト運動においては、ある段階から「パレスチナ・アラブ人問題」についての議論が変容していくことになる。すなわち、一九四二年の特別シオニスト会議 (the Extraordinary Zionist Conference)、通称ビルトモア会議 (the Biltmore Conference) の決議が綱領化されていく過程のなかで、「パレスチナ・アラブ人問題」はアメリカ・シオニスト運動において議論の対象から外されることになるのである。では、アメリカ・シオニスト運動において存在していた「パレスチナ・アラブ人問題」に関する具体的建設的な議論を行う余地が、いつ、どのようにして失われていったのだろうか。そこで本稿では、アメリカ・シオニスト運動における「パレスチナ・アラブ人問題」に関する多様な議論が限定されていき、運動やそれを規定する議論の方向性が不可逆的に決定づけられる時点Ⅱ「不可逆点」⁽⁴⁾が、いつ、どのように印されたのか、ということを明らかにしたい。

以上の問題設定に関わる先行研究は、すでに相應の蓄積がある。まず、アメリカ・シオニスト運動の研究としては、サミュエル・ハルペリン (Samuel Halperin) の『アメリカ・シオニズムの政治世界』⁽⁵⁾や、デーヴィッド・シャピロ (David Shapiro) の『慈善から行動主義へ：ホロコースト期におけるアメリカ・シオニズムの政治的変容』⁽⁶⁾などがある。これらの研究は、アメリカ・シオニスト運動がアメリカにおける有力な圧力団体として発展していく過程については詳細に明らかにしているものの、アメリカ・シオニスト運動の「パレスチナ・アラブ人問題」への対応について多くの関心を払っているものではない。また、ビルトモア会議に至る過程の研究としては、アロン・ガル (Allon Gal) の『ユダヤ人国家に向けたデービッド・ベン・グリオンとアメリカとの提携』⁽⁷⁾や奈良本英佑氏の『ビルトモア会議に向けた準備』⁽⁸⁾が存在する。これらの研究はビルトモア会議開催に至る諸個人、諸団体の動向を明らかにしてくれるものであるが、本稿の問題設定のうえで重要であるビルトモア会議以降その決議が綱領化される過程まで射程に収めているものではない。さらに、シオニスト運動の対パレスチナ・アラブ人認識・対応についての研究としては、ヨセフ・ゴー

ニー (Yosef Gorny) の『シオニズムとアラブ人 一八八二年～一九四八年…イデオロギーの研究』⁽⁹⁾や、アメリカに限定したものとしてラファエル・メドフ (Rafael Medoff) の『アメリカのシオニスト指導者とパレスチナ・アラブ人 一八九八年～一九四八年』⁽¹⁰⁾が存在する。しかし、これらの研究は、シオニスト／アメリカ・シオニストのパレスチナ・アラブ人への認識・対応とその変化について詳細に述べているものの、ではそのような認識・対応が、政治運動における具体的な過程のなかでいかに条件づけられていくのかという視点を欠いているように思われる。とりわけ、そうした認識・対応が形成されていくうえでのビルトモア会議の意義についての検討は不十分の感を否めない。

以下本稿では、こうした先行研究に依拠しつつ、ビルトモア会議を契機として、アメリカ・シオニスト運動の「パレスチナ・アラブ人問題」に関する議論が限定されていく過程を検討する。

第一章 アメリカ・シオニストのパレスチナ・アラブ人に対する認識

一 初期のアメリカ・シオニスト運動における対パレスチナ・アラブ人認識

アメリカにおける政治運動としてのシオニスト運動は、一八九八年にアメリカ・シオニスト連盟 (the Federation of American Zionists、以下 F A Z) が創設されたことによって始まった。F A Z は、テオドール・ヘルツェルの思想、動向に影響を受けて設立されたものであった。ヘルツェルは、フランスのドレフュス事件⁽¹⁾に衝撃を受け、ヨーロッパにおいて反セム主義は消滅せず、「ユダヤ人問題」を解決するには「ユダヤ人国家」を建設するしかない主張し、第一回シオニスト会議を開催した、シオニスト運動の創始者であった。F A Z は、ヨーロッパにおけるシオニスト運動の直接的な影響のもと、アメリカにおいて運動を展開していくことになるのである。

しかし一九四〇年代までは、シオニストはアメリカ・ユダヤ社会においてマイノリティー的存在であった。なぜならアメリカへ移民したユダヤ人の多くは、アメリカ社会への同化を志向し、むしろ彼らにとって、ユダヤ人国家の建設を目指すシオニスト運動は、「アメリカニズムを攻撃し、ユダヤ人の民主的な環境への適応を妨げる障害」だったのである。⁽¹²⁾ アメリカ・ユダヤ人のなかには、シオニストを「シオン偏執狂 (Zionmania)」と呼び、侮蔑するものさえ存在していた。⁽¹³⁾

そうした状況のなかで運動を展開していかなければならなかったアメリカ・シオニスト運動であるが、そのパレスチナ・アラブ人への認識は非常に限定的なものであった。アメリカにとってパレスチナは遠隔地であり、またアメリカ政府も中東への関心は低かったため、アメリカ・シオニストの多くはパレスチナに関する知識に乏しかったのである。アメリカ・シオニストがパレスチナ・アラブ人に関する情報入手するための唯一の媒体ともいえたのは、F A Zの機関誌であった『マッカビアン (The Maccabean)』であった。しかしその『マッカビアン』も、例えば一九〇二年には、「今日ではパレスチナの人口の三分の一はユダヤ人である (実際は十分の一に過ぎなかった)」などと虚偽の報告するなど、⁽¹⁴⁾ パレスチナ・アラブ人に関する情報源として信頼に値するものであるとはいえなかった。

そのため、アメリカ・シオニストはパレスチナに関する情報をヨーロッパのシオニストを経由して得るしかなかった。このことはアメリカ・シオニストの対パレスチナ・アラブ人認識が、ヨーロッパのシオニストの認識に規定されることを意味した。ヨーロッパのシオニストのパレスチナ・アラブ人に対する基本的認識は、「シオニスト運動がパレスチナの発展に貢献すれば、パレスチナ・アラブ人はシオニスト運動／ユダヤ人国家を受け入れるだろう」というものであった。こうした認識をアメリカ・シオニストも共有し、「民なき土地に、土地なき民を」というスローガンを素朴に信じ、パレスチナ・アラブ人の人的規模もその潜在的政治的重要性に対する認識もほとんどなかったとされる。⁽¹⁵⁾

一九〇四年になると、パレスチナにはパレスチナ・アラブ人が多数派として現に存在しているということを『マッ

カビアン』は報道していた。しかし、その事実に対する自らの立場を表明したのは、ようやく九年後の一九一三年のことであり、しかもその立場とは「アラブ人がパレスチナにとどまる理由はない……なぜならアラブ人の歴史的な中心はメッカとメディナだからである」というものだった。⁽¹⁶⁾これは、パレスチナ・アラブ人の具体的な存在の有り様を捨象して「アラブ人」一般へと還元したうえで、安易な住民の移住をも想定するものだったといえよう。

一九一四年に始まる第一次世界大戦は、シオニスト運動、パレスチナの将来にとって大きな意味を有していた。イギリス政府は、フランス政府とサイクス・ピコ協定という秘密協定を結んで、オスマン帝国崩壊後の中東地域におけるそれぞれの支配圏を確定していた。その一方、イギリス政府は、アラブ・ナショナリズムの高揚への対応として、フサイン・マクマフオン書簡を通じてアラブ人国家の独立を約束していたのである。さらに、一九一七年にイギリス政府はシオニスト運動に対し、のちにバルフォア宣言 (Balfour Declaration) と呼ばれることになる書簡を通じて、パレスチナにユダヤ人のためのナショナル・ホーム (national home) を建設するというシオニスト運動の活動をイギリス政府が支援する意向であることを伝えたのである。

バルフォア宣言は、イギリス政府がパレスチナにおけるシオニスト運動の活動を促進すること約束するものであったが、「パレスチナに存在している非ユダヤ人社会の市民的・宗教的権利……を損なうことはしてはならない」とパレスチナ・アラブ人の存在を前提としたうえでの留保条件も付加していた。この宣言に関し、アメリカ・シオニスト指導者の間では、パレスチナ・アラブ人の問題と、それを前提としたシオニズムとアメリカニズム (民主主義 (民族自決の原則) との理念的現実的衝突の問題をめぐる議論がなされた。しかし、一九一七年一月八日に開催された F A Z の会議において、パレスチナ・アラブ人の問題に言及したものはおらず、また『マッカビアン』が掲載した宣言に関する著名人のコメントにおいても、パレスチナ・アラブ人の問題に触れているものは全くなかった。⁽¹⁷⁾アメリカ・シオニスト運動は、バルフォア宣言によって活性化し、一九一八年にはより積極的な活動を行うために F A Z をアメ

リカ・シオニスト機構 (the Zionist Organization of America、以下 ZOA) へと改編した。しかし、こうした運動の発展のなかで、アメリカ・シオニスト運動が、バルフォア宣言に含まれていたパレスチナ・アラブ人の問題について、公に議論したり具体的な対応策を検討したりすることはなかったのである。

それでも、アメリカ・シオニスト運動は、一九二二年のパリ講和会議開催期には、「パレスチナ・アラブ人問題」への対応を迫られる。というのも、「シオニズムは、パレスチナのアラブ住民の権利と願望を侵害している」と警告する書簡がウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領に送られるといったように、シオニズムに反対する主張や動きがみられるようになったからである。⁽¹⁸⁾ そのため、『マッカビアン』は、アラブ・ユダヤ関係に関する長いエッセイを初めて掲載した。しかし、その著者はヨーロッパのシオニストであり、アメリカ・シオニスト独自の立場を表明するものではなかった。アメリカ・シオニスト指導者は、「パレスチナのアラブ住民は、『シオニストが』文化的に啓蒙し財政的に援助すれば、シオニズムにとって何ら問題となるものではない」とするヨーロッパのシオニストの従来立場に依存したままだったのである。⁽¹⁹⁾

バルフォア宣言、そして一九二〇年のイギリスによるパレスチナの委任統治の開始により、シオニスト運動は事実上イギリスの支援と庇護を受けることになった。委任統治条項は、イギリス委任統治政府に協力する機関としてユダヤ機関 (the Jewish Agency) を設立すること、WZO がそのような機関の役割を果たすことを承認していた。ユダヤ機関は、パレスチナにおける準政府的な機能を果たし、WZO と密接に連携しつつ、ユダヤ人の移住や経済的發展を促進し、イッシューブ (Yishuv: パレスチナのユダヤ人共同体) の建設を進めていった。

しかし、イッシューブの発展はシオニスト運動に対するパレスチナ・アラブ人の警戒・反発と抵抗をもたらした。一九二〇年、二一年にはパレスチナ・アラブ人のユダヤ人への攻撃が暴動へと発展するなどの事件も起こっていた。一九二八年になると、パレスチナ・アラブ人は、シオニスト運動に政治的に対抗するために、民主的に選出された議会

設置のためのキャンペーンを展開した。シオニスト運動はこの議会設置の問題に対応しなければならなかったのである。ZOAの新たな機関誌である『ニューパレスチナ (New Palestine)』は、アラブ人は民主的議会を運営できるほど成熟していないとして、「勇気をもってパレスチナにおける議会設置に反対しよう、我々のくにのアラブ人(パレスチナ・アラブ人)が政治的・経済的・文化的発展を遂げるまで、議会は有益でない」との論陣を⁽²⁰⁾はった。この議会設置問題は、アメリカ・シオニストに「民主主義的原則を遵守するか、シオニストとしての利益を擁護するか」という選択を迫るものであった。これに対しアメリカ・シオニストは民主主義を「先送り」することによって、この困難な選択を乗り切ろうとしたのである。そこには、パレスチナ・アラブ人のパレスチナに対する「権利」に対して、アメリカ・シオニストとしてどのように具体的に対応していくかというような問題意識は存在していなかったといえる。

二 「アラブの大蜂起」とアメリカ・シオニストの対パレスチナ・アラブ人認識の変容

一九三六年に、パレスチナ・アラブ人のシオニスト運動への反発は、「アラブの大蜂起」と呼ばれる長期にわたる反シオニズム運動へと発展した。この「アラブの大蜂起」は、議会設置キャンペーンにみられたような政治的願望を背景に、ヨーロッパで激化する迫害から逃れた大量のユダヤ人の流入によるパレスチナ社会の急激な変化のなかで、パレスチナ・アラブ人のシオニスト運動に対する不満、反発が具体的な形で表出したものだった。パレスチナ・アラブ人は、パレスチナへのユダヤ移民の中止を要求してゼネストを行い、さらにユダヤ人を襲撃するなど、激しい運動を展開したのである。

「アラブの大蜂起」の当初、「ニューパレスチナ」は「これは部族対立の副産物にすぎない」と主張し、アメリカ・シオニスト指導者の大勢も周辺アラブ諸国の動向に影響を受けた、または外部の扇動により引き起こされた一時的現

象とみなしていた。⁽²¹⁾

しかし、「アラブの大蜂起」が長期化すると、アメリカ・シオニストも「パレスチナ・アラブ人問題」に対する具体的対策を検討するようになった。一九三七年五月の『ニューパレスチナ』は、「ユダヤ人の資本をトランス・ヨルダンに投下することによって、パレスチナ・アラブ人をトランス・ヨルダンに吸引し、パレスチナ西部をユダヤ人のものとする」という提案を行った。⁽²²⁾さらにイギリスの調査委員会がパレスチナ問題の解決にあたって、パレスチナを分割してユダヤ人国家とアラブ人国家を建設するべきという提案を行った際に、あわせて「住民の交換」も提言していたことは、いきおい「住民の交換」「パレスチナ・アラブ人のパレスチナ以外の地への移住」ということへのアメリカ・シオニストの関心を高めた。実際、ブランドイス (Luis Brandeis) を中心とするアメリカ・シオニスト指導者たちは、一九三八年一〇月以降、パレスチナ・アラブ人をイラクに移住させるという案のためのロビー活動を展開したのである。⁽²³⁾

パレスチナ・アラブ人がパレスチナで多数を占め、独立国家建設を志向しているという事実を前に、シオニストはパレスチナにおける「ユダヤ人国家建設」の正統性をいかに確保するか、という課題に直面せざるを得ない。その課題に対して、アメリカ・シオニストは「住民の交換」「パレスチナ・アラブ人の移民」に解決の道を見いだそうとしていた。パレスチナ・アラブ人がパレスチナから移民していき結果的にパレスチナにおいてユダヤ人が多数を占めることができれば、パレスチナにユダヤ人国家を建設することは民主主義の原則（民族自決の原則）に反することになるという問題を克服できるように思われたのである。しかし、「パレスチナ・アラブ人の移民」「住民の交換」といった案は、強制力なしに達成可能なものかという当然の疑問を生じさせた。そのため、アメリカ・シオニスト自らがそうした案を主張することには、一定の躊躇が存在していた。先のブランドイスの行動にみられるように、イギリスが提案するのであればそうした躊躇はなくなるが、そうでない以上「住民の交換」「パレスチナ・アラブ人の移民」と

いう案は、アメリカ的価値の象徴である「民主主義」の原則を無視することのできない「アメリカ国民」としてのアメリカ・シオニストが、主体的かつ強硬に提案できる類のものではなかったのである。⁽²⁴⁾

一九三九年五月に、イギリス政府はパレスチナへのユダヤ移民を実質的に制限することを意図した「マクドナルド白書 (MacDonald White Paper)」、通称「一九三九年白書」を公表した。ユダヤ人に対する迫害が激化し難民化したユダヤ人の救済が急務の課題となっていたなかでのパレスチナへのユダヤ移民の制限は、シオニスト運動／アメリカ・シオニスト運動に深刻な打撃を与えるものであった。というのも、「ユダヤ人問題の解決」というシオニズムの理念は、苦境に陥らざるを得ないユダヤ人をパレスチナの地において救済するという含意を有するものであり、これはユダヤ難民への具体的対応を運動に要請するものであった。そのため、パレスチナへのユダヤ移民が制限され、パレスチナによってユダヤ人が救済されることを示せなくなることは、運動の正統性を損なうものだったのである。

さらに、「一九三九年白書」はイギリス政府がバルフォア宣言を破棄しようとするものとしてシオニストにとらえられた。このことは、「ユダヤ・ナショナル・ホーム建設は国際的に承認されている」というシオニスト運動の主張が説得力を失うことを意味した。つまり、シオニスト運動にとって、この白書は従来依拠してきた運動の、そして「ユダヤ人国家建設」の正統性の根拠を掘り崩すものだったのである。そのため、以降シオニスト運動／アメリカ・シオニスト運動にとっては、この白書の撤回が最優先の課題となった。さらに第二次世界大戦が勃発するとアメリカ・シオニスト運動においては、戦争状況における運動のあり方や「二重の忠誠」⁽²⁵⁾の問題が主要な関心の対象となった。こうしたことは、必然的にアメリカ・シオニストの「パレスチナ・アラブ人問題」への関心を低下させたのである。

また、白書による対イギリス関係の悪化は、従来のイギリス依存的な運動方針の見直しを運動指導者に迫るものだった。そのため、一九三九年八月に開かれた第二一回世界シオニスト会議は、アメリカ・シオニスト諸団体間の調整をはかり、かつ世界シオニスト運動指導部の意向をアメリカに反映させるための役割を担うものとして、アメリカに緊

急委員会 (the Emergency Committee for Zionist Affairs) を設立することを決めた。⁽²⁶⁾ アメリカ・シオニスト運動は、従来以上に世界シオニスト運動において重要な役割を果たすものと期待されたのである。このことは、アメリカ・シオニストが、世界シオニスト指導部の意向とアメリカという独自の政治的社会的背景をもつ自らの立場とを調整しなければならぬという新たな課題に対応しなければならなくなったことを意味した。これも、アメリカ・シオニストが「パレスチナ・アラブ人問題」への関心を低下させる一因であったといえよう。

加えて、パレスチナ情勢に関するニュースは、パレスチナ・アラブ人とユダヤ人との関係は改善しているという類のものが多くなり、アメリカ・シオニストは「パレスチナ・アラブ人問題」を扱う必要性を感じなくなっていたのである。⁽²⁷⁾

ただし、唯一の例外的存在が、ハダサー (Hadasah) であった。ハダサーは女性によるシオニスト団体だった。アメリカにおけるシオニスト運動において、政治的活動の中心はZOAであったが、会員数の多さはハダサーの方が上回っていた。ハダサーは、政治活動よりもパレスチナにおける病院の設立など慈善的な活動を重視していた。ハダサーはパレスチナ現地での活動を重視していたため、パレスチナ・アラブ人に関する情報も実質的な接触も多く、パレスチナ・アラブ人との共存の必要性を認識し、主張していたのである。

そのハダサーは、一九四〇年一月九日の緊急委員会の会合において、アラブ・ユダヤ関係に関する委員会を設立することを提案した。しかしながら、この提案は強い反対に遭遇した。ZOA代表のリプスキー (Luis Lipsky) は、「そのような委員会はアラブ人もしくはアラブ人に共感する人々にとって、彼らの闘争への認識の正しさを証明するものとなり、アラブ人は様々な偽装をこらして、現段階ではこの問題に関して知らない人々に影響を与え、多大なトラブルを引き起こすだろう」と警告した。また当時UPA (United Palestine Appeal) の議長であったシルバー (Abba H. Silver) も、「提案されているような委員会はシオニスト運動にとって潜在的なトラブルの源」とみなした。最終的には、

緊急委員会自身のための情報と利益のためにアラブ・ユダヤ関係を研究する内的な委員会を設立することが合意されたが、その委員会が実質的な機能を果たすことはなかった。⁽²⁸⁾

アメリカ・シオニスト指導者の対パレスチナ・アラブ人認識は、一九三六年の「アラブの大蜂起」を契機として、「無関心」もしくは「パレスチナの発展に貢献すれば、パレスチナ・アラブ人はシオニスト運動／ユダヤ人国家を認めるだろう」という認識から、「パレスチナ・アラブ人が多数を占めているという現実と民主主義、シオニズムとの折り合いをいかにはかるか」という認識へと転換していき、具体的な対応策も検討されるようにはなったといえる。しかしながら、その対応とは、パレスチナ現地の現実を無視するような「住民の交換」案が中心であった。しかも、そうした関心さえも、白書の発表や戦争の勃発によって、失われていつていたのである。⁽²⁹⁾

しかし、アメリカ・シオニスト指導者が「パレスチナ・アラブ人問題」を取り上げない理由を単なる政治的優先度の問題へと還元することは不十分であろう。というのも、アメリカ・シオニスト指導者が、「パレスチナ・アラブ人問題」を取り上げること躊躇する理由が以下のように存在していたのである。

第一の理由としてあげられるのが、ハダサーの存在と立場であった。ハダサーは、会員数でいえば最大規模であり、運動指導者としては無視しうる存在ではなかった。「パレスチナ・アラブ人問題」を具体的な議論の俎上にあげること、ハダサーとその他の団体との立場の相違を鮮明なものとし、運動指導者がアメリカ・シオニスト運動全体として統一的な立場、行動をとろうとすることを難しくする危険性を孕んでいた。

第二の理由は、「ユダヤ人国家建設」の正統性の問題と民主主義を尊重しなければならないアメリカ国民としてのアメリカ・シオニストの立場であった。アメリカ国民としてアメリカ・シオニストは、民主主義の原則を尊重しなければならなかったが、パレスチナ・アラブ人が多数を占めるパレスチナにおいて民主主義の原則を適用することは、シオニスト運動の発展を阻害することにしかならなかった。こうした彼らが抱えた矛盾は、議会設置問題によって表面

化するが、アメリカ・シオニスト指導者はアラブ人には民主主義的議會を運営することはできないとして「民主主義の先送り」によって乗り切ろうとした。しかし、シオニスト運動が「ユダヤ人国家建設」を目指す以上、運動はこの矛盾を潜在的に抱えていたといえる。そのため、アメリカ・シオニスト指導者はこの矛盾を表面化させる「パレスチナ・アラブ人問題」を可能な限り回避するとともに、この問題を不可避的に浮上させる「ユダヤ人国家建設」という目標を公に掲げることはず、⁽⁹⁾「パレスチナの建設」「パレスチナへのユダヤ移民の促進」ということに目標を絞っていたのである。

しかし、一方で戦争が運動指導者にとって一定の機会を提供するものと認識されるようになり、他方で「一九三九年白書」に象徴されるようにイギリスとの関係が悪化し運動の基盤自体が危うくなるなかで、「ユダヤ人国家建設」という目標を掲げるといふ課題が浮上してくることになるのである。

第二章 ビルトモア会議開催に至る過程

一 「ユダヤ・コモンウェルス建設」といふ課題

四〇年秋、イギリス政府はユダヤ難民を乗せた船をモリシヤス諸島へ追放するという政策を採用し、パレスチナへのユダヤ移民の制限をいよいよ実質的なものとした。⁽¹⁰⁾さらに、四一年五月二九日にイギリス外相イーデン(Anthony Eden)は、アラブ人の統一という考えをイギリス政府が支持するという内容の声明を発表した。その声明のなかでパレスチナについて何ら言及がなされていなかったことから、アメリカ・シオニストは、パレスチナがアラブ連邦に含まれ、パレスチナにおけるシオニストの活動がすべて水泡に帰すのではないかと危機感を募らせた。⁽¹¹⁾こうしたことを

背景に、緊急委員会は、実質的にはユダヤ人国家を意味する「ユダヤ・コモンウェルス (Jewish Commonwealth) の建設」という目標を明確に掲げ、イギリス政府、そして全世界にアピールするための議論を開始したのである。⁽³²⁾これは、直接的にはイギリス政府の政策への対応ということを契機としていたが、第一次世界大戦後の講和会議の先例に鑑み、戦争を運動にとつての機会とみなし、戦後の講和会議において「ユダヤ人国家建設」という自らの要求を主張し国際的な支持を得てその実現をはかるという大局をにらんだ戦略でもあった。

また、重要なことは、以降「ユダヤ・コモンウェルスの建設」といった場合には、「歴史的境界」内において、この場合つまりはパレスチナ全土にわたって国家を建設するという、いわゆる「最大限アプローチ (maximalist approach)」を運動が採用していたということである。これに対しては、六月一九日の緊急委員会の会合において、ハダサーのハルペリン (Rose Halperin) が、「我々は誰もいないところに住むわけではないので、現実的な状況を考慮すべきである。『自治的なユダヤ・コモンウェルスとして歴史的な境界内においてパレスチナを早期に再興する』という文言は、リベラルとアラブの世論を敵に回すことになる」として反対した。しかし、アメリカ・シオニストの一般的な認識は「歴史的境界内におけるユダヤ・コモンウェルスの建設」というものだった。⁽³³⁾

こうして緊急委員会は、見解の相違を含みつつも、「ユダヤ・コモンウェルス建設」という目標に向けて、アメリカ・シオニスト運動、ひいてはアメリカ・ユダヤ人全体を結集させていくことを目指し、具体的な活動を展開するようになったのである。

この「ユダヤ・コモンウェルス建設」という目標を掲げるにあたっての緊急委員会の課題は、その目標を公にアピールするための国際的なシオニスト会議の開催と、⁽³⁴⁾その目標に対する非シオニスト団体の支持獲得ということだった。

アメリカ・シオニスト運動はアメリカ・ユダヤ人社会で勢力を伸張させつつあったが、アメリカ・ユダヤ人社会を「代表する」存在としては認知されていなかった。そのため、非シオニスト団体の支持がなければ、「ユダヤ人国家建

設」という目標を掲げても、一部のユダヤ人のみの願望であるとなされ、政府、世論、ユダヤ社会に対して充分な影響力を発揮できない状況だった。⁽³⁵⁾運動にとって、非シオニスト団体の支持獲得は、目標を掲げることが有効な政治的成果を生み出すためには不可欠だったのである。

こうして四一年九月以降、ZOAを中心とする緊急委員会は、非シオニスト団体の代表者と非公式の交渉を行うが、非シオニスト側代表は、「パレスチナ・アラブ人問題」への対応について、シオニスト側にその立場を明らかにするよう求めた。⁽³⁶⁾

しかし、非シオニスト側の要求にもかかわらず、シオニスト側はこの問題を基本的には忌避していた。⁽³⁷⁾一二月八日の緊急委員会執行委員会において提出された、非シオニストとの合意に向けた草案は、「パレスチナ・アラブ人問題」について一切触れていなかったのである。⁽³⁸⁾

非シオニスト側の代表者たちは、「ユダヤ・コモンウェルス建設」を掲げるということについては基本的に賛成していた。⁽³⁹⁾そのうえで彼らは、ユダヤ人が国際的に非難されることがないためにも、「パレスチナ・アラブ人問題」に対する建設的な解決策を欲していたといえよう。それに対し、先に述べたような理由から、アメリカ・シオニスト指導者はこの問題を可能な限り回避する方針を採用していたのである。

一九四一年一月、ハダサーの指導者の一人であるヤーコブ (Rose Yacob) は、一二人によって構成されるアラブ・ユダヤ関係に関する委員会を設立した。そして、一二月に開かれたハダサー全国評議会は、その委員会をアラブ・ユダヤ関係研究ハダサー委員会 (the Hadassah Committee for the Study of Arab-Jewish Relations) として正式に承認したのである。⁽⁴⁰⁾ハダサーは、「ユダヤ・コモンウェルス建設」という目標を掲げることが具体的に議論されるなかで、ZOAを初めとする他の団体が「パレスチナ・アラブ人問題」を回避していることに疑念を呈し、単独でこの問題に積極的に取り組む姿勢を明らかにしたのである。

このように、アメリカ・シオニスト運動は、「ユダヤ・コモンウェルス建設」という目標を掲げるという課題に対し「団結」していかうとしていた一方で、そのことによって浮上した「パレスチナ・アラブ人問題」への対応をめぐり、ZOAを中心とするアメリカ・シオニスト指導者とハダサーとの間の相違が明確なものとなっていたのである。

二 アメリカにおける国際会議の開催

アメリカでのシオニスト会議の開催に向けての動きは、四二年三月以降本格化する。会議開催という課題は、「ユダヤ・コモンウェルス建設」を掲げるといふ課題が浮上するとほぼ同時に議論されていた。⁽⁴¹⁾しかし、開催に向けた本格的な活動を実際に始めるには至っていなかった。それがこの時期本格化した理由として、「ユダヤ・コモンウェルス建設」を掲げるにあたってのアメリカ・シオニスト運動の基本的な立場が確立されつつあったことがあげられる。また、ストラマ(Struma)号事件の影響もあげられる。この事件は、パレスチナへの移民を目指し、ストラマ号に乗っていたユダヤ難民に対し、イギリス政府はパレスチナへの上陸を許さず、二月末に船が沈没して七百名以上のユダヤ難民が死亡したという事件だった。⁽⁴²⁾この事件によって、シオニストはイギリス政府に対する反発を強めるとともに、パレスチナへのユダヤ移民を管理する権限を自らが掌握する必要性を、具体的には「ユダヤ人国家建設」の必要性を再確認することとなったのである。

しかし、国際会議開催にあたっては、ZOAの個別的な利害が大きく絡んでいたのである。その利害とは、一つには、WZO総裁ワイズマン(Chaim Weizmann)を招聘し会議を開催することで基金集めをするということであった。⁽⁴³⁾しかし、それ以上に重要なことは、ZOAが、「ユダヤ軍委員会(Committee for Jewish Army)」に対抗するために、ZOA主導でありつつも緊急委員会の主催で会議を開催し「アメリカ・シオニストの団結」をアピールする必要があるあ

た、ということなのである。

ユダヤ軍創設は戦時中において達成すべき、シオニスト運動の重要課題だった。それは、イシューブを防衛するという実的な目的のためのものであった。しかし、同時に、一つの「ネーション」として参戦することによって、戦後の講和会議でユダヤ人が「ネーション」であること、ゆえに国家建設の権利があることを主張するための土台としても位置づけられていたのである。このユダヤ軍創設に向けて、シオニスト指導部は第二次大戦勃発直前からイギリス政府と交渉を続けてきたが、四一年一月九日にワイズマンは、ユダヤ軍創設に向けた交渉が失敗したことを公表した。この発表以前にも、アメリカ・シオニスト運動内部では、ユダヤ軍創設に向けたキャンペーンを行うべきであるとする主張が展開されてはいた。⁽⁴⁾しかし、このユダヤ軍がユダヤ・ネーションの象徴としての意義を有していたからこそ、アメリカ・シオニストはユダヤ軍創設を主張することによって「二重の忠誠」の嫌疑をかけられることを恐れた。また孤立主義的な当時のアメリカ社会において、「戦争挑発人」として批判されることへの懸念も存在していた。そのため、ZOAを中心とするアメリカ・シオニスト指導部は、ユダヤ軍創設に向けた世論動員に対して消極的であり、その対応も出遅れたものとなっていた。彼らがキャンペーンを本格化させていくのは、四一年一二月の真珠湾攻撃によってアメリカが参戦してのち、ユダヤ軍創設とアメリカの国益が一致することを明確に主張できるようになり、また「戦争挑発人」として非難される恐れもなくなつて以降のことであつた。

それに対しユダヤ軍委員会は、四一年一月に設立されるとすぐに、ユダヤ軍創設に向けて新聞広告などを利用して大々的なキャンペーンを独自に行っていた。ユダヤ軍委員会は、修正主義派⁽⁵⁾の影響の強い団体であり、ZOAの統制も、緊急委員会の統制も及ばない存在だった。そのような団体が、ZOAを中心とする緊急委員会よりも、ユダヤ軍創設に向けた活動に関して積極的にみえたことは、ZOA、緊急委員会のアメリカにおけるシオニスト組織としての権威を損ないかねないものだった。とりわけ、ZOA指導部は、指導部のユダヤ軍創設に対する取り組みの遅さと

消極性に不満をもつZOA一般会員が、ユダヤ軍委員会に取り込まれてしまうのではないかと懸念していた。⁽⁴⁶⁾

ZOA指導部は、三月八日にユダヤ軍委員会を、「非正統なシオニスト」と位置づけて非難する声明を発表することを決定した。⁽⁴⁷⁾三月二七日の『ニューパレスチナ』は、「ユダヤ軍委員会に対するZOAの政策が明確に述べられた」というタイトルを掲げ、ZOAが緊急委員会を軸にユダヤ軍創設問題に対して積極的にキャンペーンを行うこと、シオニスト諸団体とユダヤ軍委員会には何ら結びつきはなく、ユダヤ軍委員会は修正主義派の過激派とつながりが深いこと、ユダヤ軍委員会が行っている資金調達キャンペーンに反対すべきであることを主張し、ZOAがユダヤ軍委員会と対決する姿勢を明確化した。⁽⁴⁸⁾

ZOAがユダヤ軍委員会に対抗するためには、自らが「正統」であることをアピールする必要がある、そのためにZOA指導部は、緊急委員会を軸とする「アメリカ・シオニストの団結」ということを前面に打ち出そうとしていた。これは、緊急委員会を軸とすることで、自らがWZOの正統な権威のもとにあることを明示すると同時に、「アメリカ・シオニストの団結」を掲げること、ユダヤ軍委員会が所詮「異端の少数派」であることを強調するためのものであった。ZOAが、アメリカでのシオニストの国際会議の開催に自ら積極的に乗り出すようになった背景には、この会議を利用して緊急委員会を軸とする「アメリカ・シオニストの団結」をアピールするという意図が存在していたのである。そのため、ZOA指導部は、会議開催の主導権はZOAが掌握しつつも、会議の主催自体は緊急委員会が行うという体裁をとることを決定していた。⁽⁴⁹⁾

このように、会議開催に向けた動きはZOAの主導のもと進められていた。そうしたなか、『ニューパレスチナ』の四月二四日付の記事は、会議の重要性を強調しつつも、この会議には法的拘束力がないことも付け加えていた。また、会議においては、パレスチナの将来やイシューとアラブ人との関係、周辺アラブ諸国との関係なども議論されるだろうとしていた。⁽⁵⁰⁾この会議は、諸問題について議論を行う場として設定されていたが、この会議で採択されるであ

う決議の位置づけや拘束力については曖昧なままだったといえる。

第三章 ビルトモア会議

一 「パレスチナ・アラブ人問題」

一九四二年五月九日から一日にかけて、ニューヨークのビルトモア・ホテルで、特別シオニスト会議、通称ビルトモア会議が開催された。この会議は、全米から各シオニスト団体の代表が集まり、さらにワイズマンやユダヤ機関議長ベン・グリオン (Ben-Gurion) ⁽⁵¹⁾ から世界シオニスト運動の指導者も参加するなど、戦時中における最も大規模なシオニストの会議であった。

会議の冒頭、アメリカ・シオニスト運動の指導者の一人であるワイズ (Stephan Wise) が、「ユダヤ人国家」という用語自体は使用しなかったものの、「パレスチナは大西洋憲章のもとで一〇年以内に中東欧からの五〇万〜一〇〇万人の追放された息子や娘たちのホームとなるだろう」⁽⁵²⁾ 「パレスチナを再びシオンとし永遠に自らのものとしなければならない」と述べ、この会議が最終的にはパレスチナにおける「ユダヤ人国家建設」を掲げるものであることを示唆した。⁽⁵³⁾

この会議の冒頭の方で、ベン・グリオンは先手を打つ形であえて「アラブ人問題」について述べた。彼は、「ユダヤ人問題」と同様の意味での「アラブ人問題」は存在しない、なぜなら彼らは膨大な土地を所有していると主張したのである。彼は、パレスチナに現実に生活を営んでいるパレスチナ・アラブ人を「アラブ人」と一括りにすることで、パレスチナ・アラブ人のパレスチナに対する「権利」を暗に否定しようとしていたといえよう。さらに彼は、パレス

チナ・アラブ人をパレスチナの以外の地へ移住させることまで示唆した⁽⁵⁴⁾。また彼は、シオニストの一部で主張されてきた両民族国家 (bilingual state) 案、すなわちパレスチナにおいてユダヤ人、パレスチナ・アラブ人がそれぞれの集団の文化を維持しながら連邦政府的な政体を構築するという案に対しても批判を加えた。彼は、アラブ人は両民族国家案に納得しないであろう、「均等 (parity)」という条件下での政府の実効性は低いものとならざるを得ないだろうと述べた。そのうえで彼は、「ユダヤ人のパレスチナに対する歴史的権利は国際的に承認されている」「パレスチナへ帰還することを絶対的に必要としている民族にとつて、〔パレスチナのユダヤ人国家が〕唯一の救済と生き残りの方法である……」と主張したのである⁽⁵⁵⁾。

こうしたベン・グリオンの主張に対し、ハダサーのヤーコブは、いまはアラブ・ユダヤ関係に関する明確な認識を打ち出させる段階ではないが、アラブ・ユダヤ関係に関する研究を行い、正しい認識を世論に伝えなければならぬとの主張を展開した⁽⁵⁶⁾。彼女は、「パレスチナ・アラブ人問題」を切り捨てようとするベン・グリオンの議論を牽制しようとしたといえよう。

三〇年代にアメリカ・シオニスト運動において指導的立場にあったローゼンブラット (Bernard Rosenblatt) 判事は、パレスチナにユダヤ人国家とアラブ人国家の二つの国家を建設するという、いわゆる分割案が最善の策であろうとイギリス高官が会議開催前に伝えてきたことを報告した。そのうえで彼は、彼自身が「連邦パレスチナ内におけるユダヤ・コモンウェルス」という案を支持していることを繰り返すとともに、パレスチナの人口の三分の二はアラブ人であるという事実を強調することで、「歴史的な境界内におけるユダヤ・コモンウェルス」の建設という、この会議における主要な目標を批判したのである⁽⁵⁷⁾。

また、ポアレ・シオン (Poalei Zion) 左派のシューマン (Bezalel Sherman) は、ベン・グリオンに対する異議を唱え、「我々にとつて重要な問題はアラブ人問題であり、それを解決しないかぎり、我々は前進することはできない

だろう」と述べた。さらに彼は、アラブ人労働者とパレスチナの多くのユダヤ人は共通の利益を共有している、アラブ人労働者の排除は多大な誤りであると述べ、パレスチナ・アラブ人との共存の可能性とその必要性を主張した。⁽³⁸⁾

このように、「ユダヤ人国家建設」を掲げるにあたっては、「パレスチナ・アラブ人問題」への対応が重要な課題として浮上せざるを得なかった。パレスチナにおいてパレスチナ・アラブ人が多数を占めるという事実、ユダヤ人国家建設」の正統性そのものを揺るがす性質のものであったからである。ゆえに、ベン・グリオンはあえてこの問題を持ち出し、パレスチナ・アラブ人のパレスチナへの「権利」を否定すると同時に、ユダヤ人がパレスチナにおいてユダヤ人国家を建設することの正統性を強調した。それに対して、「パレスチナ・アラブ人問題」に対して具体的建設的に対応することでは「ユダヤ人国家建設」の正統性は担保されえないとして、パレスチナ・アラブ人との共存や連邦パレスチナ案などを主張するシオニストも確かに存在していたのである。

アメリカ・シオニスト指導部は従来「パレスチナ・アラブ人問題」に関しては、可能な限り回避する態度をとっていた。しかし、「ユダヤ人国家建設」という目標を掲げることが具体的な課題となるに及び、パレスチナ・アラブ人がパレスチナで多数を占めるという現実を前提に、いかに「ユダヤ人国家建設」を正当化するかという問題にアメリカ・シオニスト指導部も向きあわざるをえなかったといえよう。

アメリカ・シオニスト指導部は、非シオニストのユダヤ系団体や非ユダヤ人のリベラル勢力の支持獲得を目指していたが、そうした勢力はこの「パレスチナ・アラブ人問題」には敏感であった。その意味で、この「パレスチナ・アラブ人問題」はアメリカ・シオニスト指導部、とりわけZOA指導部にとって、ジレンマを引き起こす問題だったといえる。つまり、非シオニスト団体やリベラルの支持を確実に確保するためには、「パレスチナ・アラブ人問題」に対する明確な立場、解決策を提示する必要があったが、この問題を正面から扱えば、シオニスト内部における立場の相違が明らかとなり、ZOAが必要としていた「アメリカ・シオニストの団結」が阻害される危険性が存在していた

である。ゆえにこの会議の議長を務めていたZOA指導者は、「パレスチナ・アラブ人問題」について、発言を差し止めることはしなかったものの、この問題を掘り下げて議論するような議事進行を行うこともなかった。⁽⁵⁹⁾ ZOA指導者は、先のジレンマに対して「アメリカ・シオニストの団結」を優先させたのである。しかし、このことによってZOA指導者が非シオニスト団体やリベラル勢力の支持獲得を断念したというわけではなかった。ZOA指導者は、そして他の多くのシオニスト指導者も、「パレスチナ・アラブ人問題」を迂回して「ユダヤ人国家建設」の正統性を担保し、非シオニスト団体やリベラル勢力の支持獲得を可能にする論理を用意していたのである。

二 ユダヤ難民問題と「ユダヤ人国家建設」の正当化

パレスチナにおけるパレスチナ・アラブ人の存在を前提とすれば、シオニスト運動にとって、「ユダヤ人国家建設」を正当化し支持・支援を得るには、「民族自決の権利」とは別の論理を必要としていたといえよう。

その論理とは、「ユダヤ難民の救済」ということであつた。先に述べたワイズの発言もベン・グリオンの発言も、大量のユダヤ難民を救済するための「ユダヤ人国家建設」という趣旨を含んでいることは明らかである。

ナチスが政権をとって以降、ヨーロッパで激化する迫害を逃れたユダヤ難民の処遇は、国際的な問題にもなつていた。一九三七年には、ルーズベルト(Franklin D. Roosevelt)米大統領の呼びかけで、エヴィアン会議(Evian Conference)という、ユダヤ難民問題への対応を議論する国際的な会議が開催されていた。しかし、この会議は何ら具体的な成果をあげることができず、ユダヤ難民問題は、解決の見通しの全くつかない状態のままであつた。そうしたなか、四一年夏になると、ヨーロッパにおいて、とりわけポーランドにおいてユダヤ人が大量に殺害されているというニュースが伝わり、これらのニュースは断続的にアメリカにも伝えられるようになっていた。⁽⁶⁰⁾ 四二年に入っても、ロシア戦

線におけるユダヤ人の大量殺害に関する報道は続き、同時にスロベキア、ドイツなどからユダヤ人がポーランドへ強制移送されていることも報告されるようになっていた。こうした記事は、イーデッシュ語、英語双方のユダヤ系新聞で大きく取り上げられていたと同時に、次第にアメリカの主要な新聞においても扱われるようになっていた。⁶¹こうした状況のなかで、「ユダヤ難民救済のため」ということが、運動内部においても世論・政府に対しても、「ユダヤ人国家建設」を正当化する有効な言説として機能しうると、シオニスト指導者たちは判断していたのである。⁶²

このように、「ユダヤ難民の救済」ということは、確かに国家建設を正当化するための有効な言説ではあったが、その一方であまりに「難民の救済」ということを強調すると、シオニズムのユダヤ・ナシヨナリズムの理念は弱まり、ユダヤ人国家が苦境に陥ったユダヤ人の単なる避難場所に「矮小化」されてしまうことにつながりかねない。そこで指導者たちは、ユダヤ難民救済の強調によるユダヤ人国家の「矮小化」の問題を、つまりはユダヤ・ナシヨナリズムとしての理念の希薄化という問題を、「ユダヤ人問題の解決」というシオニズムの理念に二重の意味を読み込むことによって解決しようとしたのである。

前述したように、シオニスト運動はヨーロッパにおけるナシヨナリズムの高揚と反セム主義の激化を背景に、「ユダヤ人問題の解決」を掲げて成立したナシヨナリズム運動だった。それはヨーロッパにおける近代国民国家体制の形成において、ユダヤ人が「マイノリティー」「パリア」として被る不利益、迫害を自らの国家を建設することによって克服しようとするものだった。しかし、ユダヤ・ナシヨナリズム運動としてのシオニスト運動は、単に苦境にあるユダヤ人のために「国家 (state)」の建設するということに終止するものではなかった。「故国の再建」「ユダヤ民族の再生」という繰り返される言説や、「ユダヤ人性」を宗教的文化的精神的に担保・確立しようとする様々な試みにみられるように、シオニスト運動はシオニストにとつては、社会的政治的に置かれた状況によって程度の差はあるものの、自らの「ユダヤ人」としてのアイデンティティを、近代的な文脈における「ユダヤ・ネーション」の確立によって、

再構築、回復、強化するという意義を有していたのである。ゆえに、シオニスト運動が単なる「救済運動」に陥ることは許されなかった。「ユダヤ人問題の解決」という言説は、「ユダヤ人の難民状態／故国喪失状態 (homeless) の解決」という二重の意味を付与できる余地を有していた。「難民状態の解決」ということは、そのままユダヤ難民の救済ということをもって「ユダヤ人国家建設」を正当化するものだった。他方で、「故国喪失状態の解決」ということは「ユダヤ民族の再生」と同等の意味を有するものであり、これによつてユダヤ・ナショナリズムとしての理念が希薄化することを回避することが可能となる。このようにして、指導者たちは「ユダヤ人の難民状態／故国喪失状態の解決」、または単に「ユダヤ人問題の解決」ということを強調することによつて、「ユダヤ難民の救済」という具体的問題をもつて「ユダヤ人国家建設」を正当化すると同時に、ユダヤ人国家の「矮小化」、ユダヤ・ナショナリズムとしての理念の希薄化という先の問題を克服しようとした。しかし、このことは、「ユダヤ人国家建設」が具体化すれば不可避免的に生じる問題であつたはずの「パレスチナ・アラブ人問題」を捨象したうえで、「ユダヤ人国家建設」を正当化すること他に他ならなかったのである。

最終的に、ビルトモア会議の決議は、第八項で「勝利ののちの新たな世界秩序は、ユダヤ人の難民状態／故国喪失状態の問題が解決されない限り、平和と正義と平等に基づいて形成されえない。会議は、パレスチナの門戸が開放されるべきであることを宣言する。ユダヤ機関にパレスチナにおける移民を統制する権利と国家を建設するために必要な権限が与えられるべきである。新たな民主的な世界において、パレスチナはユダヤ・コモンウェルスとして建設されるべきである」と、「ユダヤ人国家建設」を明確な目標として掲げた。その一方で、「パレスチナ・アラブ人問題」については、第四項でシオニスト運動のパレスチナの発展に対する貢献について言及したのち、第五項において「このように創出された新たな価値を、パレスチナにおけるアラブ人隣人は共有してきた。民族的再生という自らの使命を果たしているユダヤ人は、アラブ人とアラブ諸国の経済的、農業的、民族的発展を歓迎する。会議は、先の世界シ

オニスト機構の会議で採択された立場を再確認し、アラブ人隣人との完全な協力に対するユダヤ人の意志と願望を表明する」と述べられていたのみであった。この決議には、会議中に提示されたパレスチナ・アラブ人との共存を前提とする様々な主張や案は反映されておらず、曖昧な「協力」という文言を掲げるにとどまっていた。パレスチナ・アラブ人との共存を念頭においてパレスチナの将来を構想するという発想は、この決議にはなかったといえよう。この会議は、結局「パレスチナ・アラブ人問題」を事実上棚上げもしくは捨象するものだったのである。

こうした決議の採択で終えたビルトモア会議は、五月一五日の『ニューパレスチナ』の一面トップの見出しが「会議においてシオニストの団結が布告された」⁽⁶³⁾となっていることからわかるように、「ユダヤ・コモンウェルス建設」という目標に向けてアメリカ・シオニストが「団結」していることをアピールする、というZOA指導部の意図を反映したものとなっていた。そして、その「団結」を阻害する可能性を有す「パレスチナ・アラブ人問題」は、意図的に「忘れ去られ」ようとしていたのである。

第四章 ビルトモア決議の綱領化

一 イフードの設立とハダサー

四二年八月一日、パレスチナにおいてイフード (Ichud「連合」の意) という、両民族国家案を提唱する団体が設立された。この団体は、ヘブライ大学学長マグネス (Yehuda Magnes)、ハダサーの設立者でもあるヘンリエッタ・スツォルド (Henrietta Szold) が、ハシヨメル・ハツィアイル (Hshomer Hatzair)⁽⁶⁴⁾とブリット・シャローム (Brit Shalom)⁽⁶⁵⁾の運動に正式に参加することによって成立したものだ。このイフードの設立は、ビルトモア会議におい

て、「パレスチナ・アラブ人問題」が棚上げされたまま、「ユダヤ人国家建設」へ運動が邁進していくことへの警戒に基づくものであった。イフードは両民族国家主義者を結集しつつ、アメリカにおける両民族国家案の共感者、具体的にはハダサーを通じてアメリカのシオニストの政策に影響を与えようとしていたのである。⁽⁶⁶⁾

改めて説明するならば、両民族国家主義 (Binationism) とは、シオニズムの下位イデオロギーの一つで、パレスチナにおいてアラブ人とユダヤ人が共同で国家を設立することを目的とするものであった。両民族国家主義の議論は、以下の三つの点に基盤を置いていた。一つ目は、ユダヤ人はパレスチナ全体の人口のなかで少数派にすぎないこと、二つ目は、アラブ人は実際に何百年にもわたってパレスチナに住んできたこと、三つ目は、ユダヤ人とアラブ人が合意に達しない限り紛争は永久に続くこと、であった。⁽⁶⁷⁾ この両民族国家案の主要な提唱者であるマグネスは、元来はアメリカのラビであったが、一九二二年にパレスチナへ移住し、ユダヤ民族復興の象徴であったヘブライ大学設立の中心人物の一人となった。

両民族国家主義者は、シオニスト運動内部では少数派にすぎなかったが、「ユダヤ人国家建設」の正統性や具体像に関わるものでもあり、またマグネスの知名度もあいまって、シオニスト指導部にとって容易に無視できるものではなかった。その両民族国家主義者が、マグネスを筆頭として一致団結して団体を結成し、さらにハダサーの指導者であるヘンリエッタ・スツォールドもそれに参加したことは、ZOA指導者を初めとする大半のアメリカ・シオニストにとって、ビルトモア会議の成果である「アメリカ・シオニストの団結」に悪影響を及ぼすものとして懸念された。⁽⁶⁸⁾ イフード設立からわずか三日後の『ニューパレスチナ』は、マグネスを、「彼は両民族国家を提唱しているが、それがユダヤ人の難民状態／故国喪失状態 (homeless) の解決となるのか、という問いには答えていない」として批判している。⁽⁶⁹⁾

このようにイフードの創設により、マグネスと両民族国家主義者に対する警戒を一層高めていたZOA指導部だったが、そうしたなか実際に彼らが懸念していた事態が生じたのである。すなわち、九月初頭にイフードの結成に勢い

づけられたハダサー指導者の一部が、緊急委員会の会合において、シオニズムの政治的な目標に関する動議を提出したのである。これは、ビルトモア会議から逆行する行為であったと同時に、明らかに両民族国家案を議論の遡上に乗せるためのものであった。これに対し緊急委員会の多数派は、イフードの政治的立場に反対し、ビルトモア会議の決議を支持し、かつアラブ人と協力する意志をシオニストが有していることを確認する、という立場をとった。この緊急委員会の対応に対しハダサーの代表は、ハダサー執行部からの指示に従い、緊急委員会の決定への支持を撤回した。⁽⁷⁰⁾ イフード、両民族国家案をめぐって、緊急委員会を軸とする「アメリカ・シオニストの団結」が損なわれるというZOA指導部の危惧が、現実のものとなりつつあったのである。

こうした状況のなか、一〇月四日付けのプレス・リリースにおいて、ZOAは、マグネスの計画に正式に反対すると同時に、ビルトモア決議を再確認するという趣旨の声明を発表した。⁽⁷¹⁾ ZOA指導部は、「アメリカ・シオニストの団結」の危機的状況に対し、ハダサーとの妥協によって団結を維持するという方法を採用せずに、ビルトモア決議の拘束性を高めることでハダサーの行動を抑制しようとしたのである。

二 第四五回ZOA年次大会

一九四二年一〇月一四日から一八日にかけて、ZOAの第四五回年次大会が開催された。ZOAは、この大会をハダサーと共同で開催することをすでに五月の段階で決定しており、⁽⁷²⁾ 実際に共同のセッションがもたれた。

この大会開催前の一〇月九日の『ニューパレスチナ』は、イフードがユダヤ機関執行部の権威に従い独自に交渉を行ったりしないという条件で、シオニスト行動委員会（Zionist Action Committee）⁽⁷³⁾ とイフードが相互理解に達したことを報じていた。パレスチナでは、シオニスト指導部がイフードを自らの権威下に置きつつその存在を許容するという

状況になりつつあったのである。それにもかかわらず、記事は、「マグネスの計画はパレスチナにおけるユダヤ人の恒常的な少数派としての立場を承認することを示唆している」として、依然マグネスに対する批判を展開していた。⁽⁷⁵⁾

第四五回大会参加者も行動委員会とイフードとの間に合意が形成されたことは認知していたはずである。しかしながら、この大会においては、マグネス、イフードに対して極めて批判的な主張が展開された。パレスチナ設立基金(The Palestine Foundation Fund)の代表者は、「……平和などないところで『平和、平和』と叫ぶ、誤って導かれていゝる両民族国家主義には関心はない。パレスチナへのユダヤ人の移民の自由がまだ論議されている限り平和などありえない」と主張した。さらに、ZOA総裁レビンサル(Louis Levinthal)は「両民族国家案は反対されなければならない」と断言したうえで、「パレスチナに関して、我々の要求は確固たるものであり、不変で断固としたものである。これは、両民族国家としてパレスチナを建設するという案を推進するために『イフード』という団体が結成されたという最近の報告についても適用される」として、イフードに同調して政治的な計画の再検討を試みたハダサー指導部を牽制した。そして、「一九四二年五月一日のニューヨークでの、この国におけるすべてのシオニスト団体の代表によって開催された、特別シオニスト会議において全会一致で採択された決議が掲げている目的以外に、明確かつ効果的な計画もしくは政治的綱領は存在しない」として、ビルトモア会議の決議がアメリカ・シオニストを拘束する事実上の綱領としての機能を有していることを主張したのである。⁽⁷⁶⁾ また、ワイズも、アラブ人との合意達成に否定的な見解を示す一方で、ハダサーとの結束の強さを強調し、ハダサーがイフードに同調することは許されず、あくまで緊急委員会を軸とする「アメリカ・シオニストの団結」の傘のもとにとどまるべきであることを主張した。⁽⁷⁶⁾

こうしたZOA指導者らの主張に対して、ハダサーの代表のブルは「アラブ・ユダヤ関係、経済的吸収能力などの問題に関して検討する委員会が設置されるべき」と述べたものの、イフードについても両民族国家案についても触れることはなかった。⁽⁷⁷⁾

最終的にこの大会は、「ビルトモア会議の決議の基本的な原則を否定するような、例えばイフードや他の集団によるいかなる計画も、ZOAにもハダサーにも受け入れられることはない」ことを、確認し宣言したのであった。⁽⁷⁸⁾

この大会の議論の方向性も決議も、ビルトモア決議をアメリカ・シオニストが従うべき綱領として扱うことによって、イフードに同調し「アメリカ・シオニストの団結」を脅かしかねないハダサーを拘束しようとするものだったといえる。こうした圧力に対し、ハダサー指導部も、それ以上抵抗することはできず、ZOAの立場を受け入れたのである。

ビルトモア決議が綱領化されたことによって、「パレスチナ・アラブ人問題」への具体的建設的対応を常に主張してきたハダサーが、この問題を主体的かつ公に取り上げることが事実上不可能となった。⁽⁷⁹⁾このことは、以降のアメリカ・シオニスト運動において、両民族国家案、「パレスチナ・アラブ人問題」について具体的な議論をすること自体が困難になったということの意味していたといえよう。⁽⁸⁰⁾

おわりに

「パレスチナ・アラブ人問題」は、シオニスト運動／アメリカ・シオニスト運動にとつて、「ユダヤ人国家建設」の正統性に関わる問題だった。パレスチナ・アラブ人の存在自体が、「パレスチナに対するユダヤ人の歴史的権利」「歴史的権利の国際的承認」というシオニストの主張を相対化するものであったのである。両民族国家案を主張する人々は、パレスチナの現実を踏まえ、パレスチナ・アラブ人との共存を前提とした、「ユダヤ人国家建設」を目指そうとしていた。

ビルトモア会議においては、まだ少なくとも両民族国家案やそれに類する主張を行う余地は残っていた。しかし、

会議の決議はそうした主張を全く捨象する内容のものであった。こうしたビルトモア決議の一つの反動として設立されたイブードは、ハダサー指導部に影響を及ぼし、「パレスチナ・アラブ人問題」と関連して事実上ビルトモア決議の見直しを要求させた。これに対し、ZOA指導部はビルトモア決議を綱領化することによって、ハダサーの離反を防ぎかつその主張を封じる方針を採用したのである。

第四五回ZOA大会においてビルトモア決議が綱領化されたことによって、ハダサーが「パレスチナ・アラブ人問題」、両民族国家案を公の議論の俎上にあげることが困難なこととなった。ビルトモア会議の決議が綱領としての機能を与えられたことによって、以降のアメリカ・シオニスト運動において、両民族国家案ひいては「パレスチナ・アラブ人問題」そのものに関する議論さえも行うことが困難な状況及び制度的規定性が創出されたのである。ここにおいて、アメリカ・シオニスト運動が、「パレスチナ・アラブ人問題」に関して具体的建設的な議論を行うことのできなくなった「不可逆点」が印されたといえよう。

パレスチナ・アラブ人に関する議論が公の場で行われなくなったことによって、アメリカ・シオニストにとっても、パレスチナに関する情報をシオニストから手に入れていた多くのアメリカ・ユダヤ人にとっても、パレスチナ・アラブ人はいわば「不可視」の存在となっていく。四三年以降、アメリカ・シオニスト運動は、アメリカにおける有力な圧力団体となり、パレスチナ問題に対するアメリカ政府の政策形成に影響を及ぼすようになる。アメリカの対パレスチナ政策の形成については、稿を改めて別に論ずる必要があるが、アメリカ政府のパレスチナ問題に対する政策が、パレスチナ・アラブ人の「権利」を長年の間無視・軽視するものであったことの背景には、四二年に形成されたアメリカ・シオニスト運動における「パレスチナ・アラブ人問題」をめぐる先の制度的規定性及びそれに基づく認識上の限界を指摘することはできるだろう。

注

(1) パレスチナに居住していたアラブ人が、いつ「パレスチナ・アラブ人」という他のアラブ人とは区別されるアイデンティティを獲得したのかという点については、本稿では問わない。本稿の視点においては、シオニスト運動にとってパレスチナのアラブ人が、「ユダヤ人国家」建設の正統性を脅かす存在として認識されていたことを前提とし、シオニスト運動にとっては、パレスチナ・アラブ人側の主体的な意識や動向と関連しつつも、それとは無関係にパレスチナ・アラブ人の存在自体が対処すべき問題であったと考えられる。その意味でシオニスト運動にとっては、まさに「パレスチナ・アラブ人問題」だったといえる。

(2) 一九四七年に国連はパレスチナ分割決議を採択し、パレスチナ問題の政治的解決を試みていたが、決議採択後におけるパレスチナ情勢の混乱とイスラエル建国に伴い勃発した第一次中東戦争のなかで、国連はこの決議を実行に移すことはせず、この決議は事実上無効化した。

(3) アメリカ政府のイスラエルに対する関係は、政権や時々の情勢ごとに変化をみせるが、ここではアメリカ・シオニストのパレスチナ・アラブ人への認識・対応が主要な問題であるので、そうした政権ごとの差異は検討外のものとする。

(4) 「不可逆点 (point of 'no return')」については、ニコス・プーランザス (Nicos Poulantzas) の議論が有名であるが、本稿においては以上のように用いる。

(5) Samuel Halperin, *The Political World of American Zionism*, Detroit, Wayne State University Press, 1961.

(6) David H. Shapiro, *From Philanthropy to Activism: The Political Transformation of American Zionism in the Holocaust Years 1933-1945*, Oxford, Pergamon Press, 1994.

(7) Allon Gal, *David Ben-Gurion and the American Alignment for a Jewish State*, Indiana, Magnes Press, 1985.

(8) 奈良本英佑『Preparation for the Biltmore Conference』『法政大学多摩論集』第十巻、一九九四年。

(9) Yosef Gorny, *Zionism and the Arabs 1882-1948: A Study of Ideology*, Oxford, Clarendon Press, 1987.

(10) Rafael McDoff, *American Zionist leaders and the Palestinian Arabs, 1898-1948*, Ph.D., Yeshiva University, 1991.

(11) 一八九四年フランスにおいてユダヤ系のドレフュス (Alfred Dreyfus) 大尉がドイツへのスパイ容疑で終身刑とされたが、一八九六年に別の真犯人が判明した。軍部は威信保持のために真犯人をかばい、あくまでドレフュスを有罪とした。この事件はフランス世論を二分し、軍部を中心とする「愛国的排外派」と自然主義作家のゾラ (Emile Zola) を初めとする「人道的真実派」との対決となった。結局ドレフュスは、一八九九年に特赦を受け、一九〇六年には無罪となるが、ドレフュスがユダヤ系であったことを根拠とする排外派の主張は、世界で最も啓蒙主義の進むフランスでさえ反セム主義から免れ得ないことをヘルツェルに印象づけた。

とわれ等。

- (12) Halperin, *op.cit.*, p. 10.
- (13) *ibid.*, p. 72.
- (14) Medoff, *op.cit.*, p. 19.
- (15) *ibid.*, pp. 17-18.
- (16) *ibid.*, p. 43.
- (17) *ibid.*, p. 51.
- (18) *ibid.*, p. 64.
- (19) *ibid.*, p. 71.
- (20) *ibid.*, p. 125.
- (21) *ibid.*, p. 177.
- (22) *ibid.*, p. 187.
- (23) *ibid.*, p. 212.
- (24) 以上の叙述については、前掲メドフを参照のこと。
- (25) 「二重の忠誠」の問題は、アメリカ・ユダヤ人がシオニスト運動に抵抗・反発する際の重要な論拠だった。すなわち、シオニスト運動が、ユダヤ人＝ユダヤのネーションと規定しユダヤ人国家建設を目指すものならば、シオニスト運動を支持することは、アメリカ国家への忠誠と矛盾をきたすことになる。「二重の忠誠」の問題は、アメリカ・ユダヤ人の内面的な信条の問題であつたと同時に、シオニスト運動の伸張が反セム主義を煽るかもしれないという彼らの社会的立場に関わる問題でもあつた。ゆえに、アメリカにおけるシオニスト運動が広範なアメリカ・ユダヤ人の支持獲得を目指そうとすれば、この問題は克服しなければならぬ課題だったのである。とりわけ戦争というまさに国家に対する忠誠への要請が極限まで高まるような状況においては、この問題にいかに対処するかは、運動の成否に関わるものであつた。その意味で、アメリカにおけるシオニスト運動を検討するにあたっては、「二重の忠誠」の問題にいかに関わるものかということは重要な問題であるが、本稿はあくまでアメリカ・シオニストの「パレスチナ・アラブ人問題」への対応に主眼があるため、この問題を深く扱うことはしない。

(26) このような設立の背景から、緊急委員会の会合には、政治活動の中心を担うZOA、女性シオニスト団体であるハダサー、宗教シオニスト団体であるミズラヒ (Mizrachi)、労働シオニスト系団体であるポアレ・シオン (Poalei Zion) などの団体の代表者の

他、WZO総裁のワイズマン (Chaim Weizmann) やベン・グリオン (David Ben-Gurion) から世界シオニスト運動の指導者もアメリカ滞在中には参加していた。

(27) Medoff, *op.cit.*, p. 228.

(28) *ibid.*, pp. 232-233.

(29) 例えば、一九二三年のバリ講和会議の際に、アメリカのシオニスト指導者たちは、パレスチナ・アラブ人がパレスチナにおいて人口的に多数派の間はユダヤ人国家を要求しない、と主張していた (*ibid.*, p. 65)。

(30) イギリス政府は「一九三九年白書」によって、パレスチナへのユダヤ移民を三九年以後五年間で七五〇〇〇人とすること、それ以降のユダヤ移民に関してはアラブ人の同意を必要とすることを決めていた。しかし、四一年のこの段階までは、一旦パレスチナに上陸したユダヤ移民は、一定の拘留のうちに解放され、事実上移民が認められていた。それが、四一年秋には、イギリス政府は非合法のユダヤ難民のパレスチナへの上陸を全く認めない方針に転換したのである。

(31) ZOA National Administrative Council, 6/22/41, Central Zionist Archive (以下、CZA), F/38.

(32) 一九四一年六月一九日の緊急委員会において、「平和計画」と題して、戦後においてシオニストは委任統治の継続を望まないことを主張する、「ユダヤ・コモンウェルス」の再興を掲げるという提案が提出された。この会合において、緊急委員会の下部委員会でこの問題について議論した際に、「ユダヤ人国家 (Jewish State)」よりも「ユダヤ・コモンウェルス (Jewish Commonwealth)」という用語を使用した方がよいと判断されたことが報告されている (Abba H. Silver Papers, Menson File II-5, Minutes of Meetings of the Emergency Committee for Zionist Affairs, 6/19/41 以下 M.E.C.)。この用語の選択は、イギリス政府、アメリカ政府を可能な限り刺激しないためのものであった。また、かつてウィルソン大統領が「ユダヤ・コモンウェルス」という用語を使用したことがあったことから、一般のアメリカ・ユダヤ人や非ユダヤ人にとっても相対的に抵抗が少ないだろうとの判断に基づくものでもあった。

(33) これは、実現すべきもしくは実現可能なものとして想定されていたというよりも、講和会議やその他パレスチナ問題の解決に関わる交渉を想定して、最大限アプローチを採用した方がバーゲニングの余地が広がるという政治的判断に基づいていた側面もあった。事実この会合において、ZOA代表のゴールドマン (Solomon Goldmann) は、三ヶ月前にワイズマンと会合を持った際にシオニストの戦後の計画について暫定的な何らかの案を案出することが不可欠であるということに合意したと述べたのち、「この国のユダヤ人は戦後のパレスチナの地位に関して我々が何を欲しているかを知らなければならない。そしてそれが曖昧なものであるとしても何らかの案を提示することが重要である」と主張し、議論されている「ユダヤ人国家」の像が暫定的で曖昧なものにすぎ

ないことを示唆している (MEC 6/19/41)。

(34) アメリカにおいてシオニストの国際会議を開催するべきという主張は三八年以来、ワイズマン、ベン・グリオンらによって主張されていた。これは、対イギリス関係の悪化という状況のなかでアメリカに活路を見いだそうとするものであった。しかし、こうしたシオニスト指導部の要請を、アメリカ・シオニスト側はこれまで棚上げしてきた。というのも、アメリカ・シオニスト指導者は、イギリスを刺激することとを恐れ、また戦時中という状況のなかでアメリカにおいてシオニスト運動が「戦争挑発人」として非難されたり、過度に突出してしまうことを懸念していたからであった。緊急委員会が四一年のこの段階まで事実上有効な機能を果たしてこなかったのも、そうした懸念を背景としていた。パレスチナの将来がシオニスト運動の目的にそぐわない危険性が強まるなかで、ようやく四一年七月三十一日の緊急委員会の執行委員会は、シオニストの国際会議をアメリカで開催することについての議論を行ったのである (MEC 7/31/41)。

(35) 非シオニスト、具体的にはアメリカ・ユダヤ人委員会 (American Jewish Committee、以下AJC) の代表者との交渉については、シオニスト内部でも見解が一致していたわけではなかった。ハダサーの代表は、ユダヤ・コモンウェルス建設を掲げることによってAJCを反シオニストにしてしまうことへの懸念を表明していたし、リプスキーは、交渉によってシオニズムの原理がゆめめられるとして交渉に反対していた。しかし、アメリカ・シオニスト指導部の大勢も、さらにワイズマン、ベン・グリオンも、ユダヤ系団体が最大の影響力を持つとされるAJCの支持獲得を主張していた (Menahem Kaufman, *An Ambiguous Partner-ship: Non-Zionists and Zionists in America, 1939-1948*, Jerusalem, The Magnes Press, 1991, p. 60)。

(36) *ibid.*, p. 76.

(37) *ibid.*, p. 76.

(38) MEC 12/8/41.

(39) 四二年一月八日の緊急委員会の会合において、ゴールドマンが非シオニストとの交渉についての報告を行っている。その交渉のなかで、シオニスト側はパレスチナにおけるユダヤ・コモンウェルスの建設とパレスチナで募兵されるユダヤ軍の創設に対する支持を要求する提案を行った。それに対し非シオニスト側からは重大な反対はなく、むしろコモンウェルス建設を支持する発言がなされた。ただし、非シオニスト側からはコモンウェルス建設という案は支持するが、アラブ人の反対を前に実現可能かどうかという懐疑的な見解も示された (MEC 1/8/42)。

(40) Medoff, *op.cit.*, p. 235.

(41) MEC 7/31/41.

- (42) David S. Wyman, *The Abandonment of the Jews: America and the Holocaust 1941-1945*, New York, New Press, 1984, p. 158.
- (43) ZOA Executive Committee Minutes 3/8/42, Silver Papers, II-9.
- (44) 例えば九月には、リブスキーが、「ユダヤ人の戦争への参加は今日一年前より不可欠なものとなっている。それは、講和会議に参加して我々の権利を主張するための不可欠の前提である」という主張を新聞紙上で行っている (ZOA Press Release, CZA, F38/922)。
- (45) 修正主義派 (Revisionist) は、ヤボティンスキー (Ze'ev Jabotinsky) を指導者と仰ぐシオニストの集団である。彼らは、イデオロギー的にはユダヤ・ナショナリズムに原理的に忠実であることが多く、二〇年代の段階でユダヤ人国家建設という目標を公に掲げるべき、ヨルダン川西岸にわたってユダヤ人国家を建設するべきことなどを主張してWZO執行部を批判した。修正主義派は三五年にはWZOを脱退し、新シオニスト機構 (the New Zionist Organization) を設立して独自の路線をとっていた。彼らは、パレスチナにおける地下武装集団の組織化や非合法移民の促進など独自の活動を行っていた。
- (46) ZOA National Administrative Council 3/8/32, CZA, F38/129.
- (47) *ibid.*
- (48) *New Palestine* 3/27/42.
- (49) MEC 3/8/42.
- (50) *New Palestine* 4/24/42.
- (51) イスラエルの初代首相・国防相となる人物であり、四二年以降シオニスト運動における指導権を次第に確立していった。彼は、ビルトモア会議開催に至るアメリカ・シオニスト運動の活性化の過程において重要な役割を果たしたとされるが、詳しくは前掲のアロン・ガルの議論を参照のこと。
- (52) パレスチナという用語は、元来はオスマン帝国時代にいまのシリア、レバノン、パレスチナを含む地域を「シリア」と呼び、その南部地方を指すものであった。「シオン」とは、ユダヤ人の神殿があった丘を指し、ユダヤ人にとっては失われた「故国」を意味する用語である。
- (53) Extraordinary Zionist Conference, CZA, Z5/3288.
- (54) *ibid.*
- (55) *ibid.*

- (56) *ibid.*
- (57) *ibid.*
- (58) *ibid.*
- (59) *ibid.*
- (60) Wyman, *op. cit.*, pp. 40-41.
- (61) *ibid.*, p. 20.
- (62) ジルトモア会議の決議の草案を作成したヴァイスガル (Meyer Weisgal) は、決議がユダヤ人と非ユダヤ人双方に影響を与えるようなものであること、決議がアメリカ・シオニスト運動の内部組織を変容させ「統一的なものとし」、世論の目を引くようなものにすることを想定していた。そしてそのために、以下のことを議論すべきであると提案していた。それは、世界中のユダヤ人の状況、パレスチナの正確な位置づけ、シオニストの政策などであった (Shapiro, *op. cit.*, pp. 84-85)。前者が時代状況的な文脈からすれば苦境に陥っているヨーロッパのユダヤ人を指していることは明確であるし、後者の二つは、この段階においては「ユダヤ人国家」を意味していることは明らかである。つまり、彼は世論動員を念頭において、ヨーロッパのユダヤ人の苦境や救済の問題とパレスチナの将来構想の問題を結びつけ、「ユダヤ難民救済のためのユダヤ人国家」ということを決議において印象づけることを意図していたといえる。こうした彼の立場は、他のシオニスト指導者にもおおよそ共有されていたといえる。会議の冒頭においてワイズマンもまずはヨーロッパのユダヤ人の戦時中、戦後の状況を詳述することから演説を始め、パレスチナのみが彼らの唯一の解決策であると主張している。
- (63) *New Palestine* 5/15/42.
- (64) マルクス主義者のシオニスト青年運動として一九一四年に創設された。政治的立場としては、親ソ的であり、両民族国家としてパレスチナを建設することを通じて、アラブ人と平和的に協調していくことを主張していた。
- (65) マグネスが創設したユダヤ・アラブ間の和睦を唱えたユダヤ人協会。
- (66) Shapiro, *op. cit.*, p. 104.
- (67) Abraham J. Edelheit, *History of Zionism: A Handbook and Dictionary*, Westview Press, 2000, p. 262.
- (68) マグネス、両民族国家主義者に対しては「従来から批判が存在していた。例えば、四一年九月八日に開催されたZOA第四回大会においても、「両民族国家案はシオニズムを破壊する」という主張がなされている (44th ZOA Annual Convention 9/6-9/41, CZA, F38/334)。また、四二年六月一六日の緊急委員会においても、ベン・グリオンがマグネスはアラブ人の過激派を支持してき

たなど強い批判を行っている (Plenary Session of the Emergency Committee, 6/16/42, CZA, 25/1415)。しかし、マグネス教授のヘブライ大学創設への貢献や知名度から、彼を公に個人攻撃することは従来みられないことだった。

- (69) *New Palestine* 8/14/42.
- (70) Shapiro, *op.cit.*, p. 105.
- (71) American Zionist Oppose Magnes Palestine Plan for Bi-National State, ZOA Press Release, CZA, F38/924.
- (72) ZOA National Administrative Council, 5/28/42, CZA, F38/126.
- (73) シオニスト行動委員会とはパレスチナにおける世界シオニスト機構の決議・執行機関。
- (74) *New Palestine* 12/9/42.
- (75) ZOA 45th Annual Convention, CZA, F38/335.
- (76) *ibid.*
- (77) ZOA 45th Convention Printed Material, 10/17/42, CZA, F38/317.
- (78) *ibid.*
- (79) この問題については、ハダサー内部における指導権や動向の変化も指摘しうる。しかし、本稿においてはアメリカ・シオニスト全体を規定する趨勢について検討するものであるため、本稿では取り上げることにはせず稿を改めて論じたい。
- (80) 一九四三年初頭、緊急委員会は、ハダサーと共同でアラブ・ユダヤ関係についての委員会を設立することを決める。これはビルトモア決議の綱領化によりイフードとハダサーの関係を切ったものの、潜在的に存在する両民族国家案への共感者に対し一見妥協しながら実際は彼らの行動を制約するためのものであった。というのも、この委員会は、ユダヤ・コモンウェルス内のユダヤ・アラブ関係を研究することを優先的な目的としており、パレスチナに対する双方の「権利」をいかに調整するかという問題を排除するためのものであったのである。その意味で、この委員会はアメリカ・シオニスト運動がパレスチナ・アラブ人のパレスチナに対する「権利」の問題を扱わないという前提を確認するものに過ぎなかったといえよう (Medoff, *op.cit.*, p. 240)。